

第4回 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会

《 会 議 録 》

主催：石狩市・厚田村・浜益村合併協議会

会場：石狩市花川南コミュニティセンター

日時：平成15年9月26日（金）13：00～16：00

第4回 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会議録

開催日時：平成15年9月26日(金)午後1時～4時

開催場所：石狩市花川南コミュニティセンター

【出席委員】(敬称略)

会長 田岡 克介
副会長 牧野 健一 木村 康美

委員

福沢 和夫	工藤 榮一	加納 洋明	高田 静夫	中野 文能
堀 弘子	熊倉 正博	長原 徳治	池端 英昭	河合 英治
田村 嘉瑞	阿部 政二	成田 一夫	佐々木友治	神田 一昭
岸本 正吉	羽立 福光	越智 正男	酒井 敏一	山根 利子
村重 節子	佐藤 豊治	小林 義行	浅井 秀樹	飯尾亜紀仁
小池 弓夫	坪田 清美	藤原 市子	桐山 和郎	中村 東伍
大山 弘行	石橋 千春	岸本 アイ	田中 宣律	

監査委員

土門 隆一

【欠席委員】(敬称略)

神崎 征治	河合 雅雄	伊藤 一治	相原 一男	沢田 富男
鈴木日出男	後藤 崇	佐藤 克廣	北嶋 富作	

【幹事会】

青野 誠	谷本 邁	大原 嘉弘	白井 俊	野 昭夫
岡林 位和	秋村 一郎	加藤 美幸	赤間 聖司	

【幹事会第6条第2項会員】

四宮 克 河地 良一 佐々木隆哉

【行財政専門部会】

川端 章義	吉田 宏和	山本 洋一	佐藤 博	川下 国雄
宮田 勉	木村 弘一			

【住民福祉専門部会】

飯尾 徹	吉田 英洋	藤田 隆	唐澤 治夫	小西 裕史
伊藤 英司	徳差 勝弘	安藤 佳子	村本 慶幸	熊谷 隆介
小林 薫	向井 邦弘	増田 光雄		

【事務局】

工藤 泰雄

清水 敬二

松儀 倫也

佐々木大樹

中村 裕一

【傍聴者数】

29名

議事日程

1	開会.....	4 頁
2	会長挨拶.....	4 頁
3	報告事項.....	5 頁
	報告第 1 号 新市建設計画小委員会経過報告.....	5 頁
	報告第 2 号 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会経過報告.....	5 頁
4	協議事項.....	6 頁
	協議第 1 号 財産の取扱いについて.....	9 頁
	協議第 2 号 条例・規則等の取扱いについて.....	11 頁
	協議第 3 号 診療状況の取扱いについて.....	12 頁
	協議第 4 号 介護保険事業の取扱いについて.....	13 頁
	協議第 5 号 防災関係について.....	18 頁
	協議第 6 号 消防署・消防団関係について.....	29 頁
	協議第 7 号 契約・出納関係について.....	31 頁
	協議第 8 号 戸籍・住民基本台帳関係について.....	31 頁
	協議第 9 号 医療給付関係について.....	31 頁
	協議第 10 号 保育所関係について.....	31 頁
5	閉会	31 頁

1. 開 会

工藤事務局長：進行を務めさせていただきます事務局の工藤です。

それでは、ただいまより第4回石狩市・厚田村・浜益村合併協議会を開催いたします。

本日の日程は、配付の会議次第のとおりでございます。

初めに、協議会の会長であります田岡克介石狩市長よりご挨拶を申し上げます。

2. 会長挨拶

田岡会長：皆さんこんにちは。大変お忙しいところご参会を賜りありがとうございました。

今日の4時50分に北海道に地震がありまして、この地域も震度4の地震となりました。厚田、浜益両村においては被害が極めて低かったといいますが、ほぼなかったということですが、私どものまちにおいて、今現在では、早朝に地震と同時に火事が起きました。それはほぼ小火程度で鎮火をすることができたと。あるいは花川南地区で約8,000戸の断水、それから3,000戸の停電、また人的被害としては、階段を踏み外して足の骨を折るなどの極めて限られた被害ではございますが、被害があったことをまずご報告をさせていただきたいと思っております。かかる状況の中でご参加をいただきまして本当にありがとうございます。

前回は、基本的な協議項目でありました方式、名称、事務所の位置につきましてそれぞれご確認をさせていただきました。本日の協議につきましては、市民サービス、住民サービスに関する案件など、いよいよ合併をしたとした場合、従来のサービスがどうなっていくのかが具体的に協議の項目となってまいります。内容としては、これからそれぞれの各自治体において、合併しないとしたらどうなるかというのと対比される中身であるだけに、住民の皆さんの一番知りたがっている中身に入ってくるわけです。しかし、その中身そのものは事務的に相当の時間をかけて詰めさせていただいておりますが、本協議会においてはあくまでもたたき台としてお示しをいたしますので、ご議論をいただければと思っております。

本来8月の下旬にこの会議を開く予定でしたが、項目が非常に多い。本日資料で提出させていただいておりますように、主に個人を対象とするものではありませんが、94項目にわたってそれぞれの3自治体のサービスに差があったと。差異があったといいますが、違うところがあったのが94件、それから大項目の協議事項につきましては第1回協議会で確認された26項目であります。その中でさらに各種事務事業の取り扱いの細かい細目が決まりまして、全体で74件、1,068項目に整理をいたしました。本日はその中から10件、103項目を協議をいただくわけでありまして、再度になりまして恐縮ですが、たたき台を単に確認するというのではなくて、皆さん方からこのたたき台に対してご忌憚のないご意見を賜りたいと思っております。

時間は一応3時間と限らせていただきたいと思います。もちろん進行の内容によっては必ずしもこれにこだわるものでもありませんし、それから、今回の案件は、問題の中身がさらに協議が必要であるというような状況に至ったときには次回に繰り越してさらに議論をするということもありますので、人間の集中力を考えますと大体3時間だというふうに考えて、あくまでも3時間程度ということで進行させていただければというふうに思っております。

それでは、早速次第に入りまして、事務局からまず説明をさせていただきます。

工藤事務局長：それでは、これから会議を始めるわけでございますが、規約第10条第1項の規定によりまして、委員の過半数の出席が必要となっております。正副会長を含めまして45名中36名のご出席をいただいております。定足数を超過しておりますので会議は成立いたします。

また、規約第10条第2項の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、これからの進行は会長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

田岡会長：それでは、規約に基づきまして私が議長を務めさせていただきます。

3. 報告事項

田岡会長：報告第1号 新市建設計画小委員会経過報告を小委員会の委員長、加納洋明委員より報告をお願いします。

加納委員：それでは、報告をさせていただきます。

報告第1号 新市建設計画小委員会の経過報告についてご報告をさせていただきます。お手元の議案の2ページをごらんください。

去る8月28日に開催をいたしました第3回小委員会及び9月4日に開催をいたしました第4回小委員会の開催結果について報告をいたします。

初めに、浜益村議会議場で開催した第3回小委員会には委員15名中13名が出席、協議事項の1点目として、新市将来構想素案の基本構成案について、現時点で想定される新市将来構想の基本的な構成内容の説明を受けるとともに、今後の事務作業についてはこの基本構成案に沿って進めていくことを確認し、2点目として、検討協議の方法、今後のスケジュールについて、でき上がった部分から順次小委員会における検討協議を開始していくことを確認いたしております。

また、引き続き協議事項の3点目として、将来構想素案のうちから、序章から第1章の検討協議を行っております。

次に、石狩市議会第1委員会室で開催した第4回小委員会には委員15名中10名が出席し、第3回小委員会における素案の検討協議において委員から出された意見について、事務方による検討結果、修正案等について報告を受け、了承するとともに、前回に引き続き、新市将来構想素案のうち第1章の検討協議を行っております。

なお、今回報告いたしました小委員会の会議終了後には、それぞれ開催地である浜益村内、石狩市内の視察を1時間程度行っております。

以上、前回の協議会以降開催をいたしました新市建設小委員会の経過報告を終わります。

田岡会長：ありがとうございました。

続きまして、報告第2号 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会経過報告を小委員会委員長の熊倉正博委員より報告をお願いします。

熊倉委員：議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会経過報告につきましてご報告をさせていただきます。議案の4ページをごらんください。

去る8月22日、厚田村議会議場で開催されました第2回小委員会についての報告をいたします。第2回当小委員会は、13名の委員のうち12名の出席がございました。会議の主な内容といたしましては、第3回合併協議会において合併の方式が石狩市への編入方式と確認されましたので、編入合併の場合による制度内容についての理解を含め協議を行ったところでございます。

まず、議会議員の定数及び任期についてであります。合併特例法を適用する場合と適用しない場合とに分け協議した結果、合併当初において厚田村及び浜益村の地域からの議会議員が不在となる選択肢については採択しないことを確認し、残された選択肢について3市村で持ち帰り検討することとしております。

農業委員会委員の定数及び任期につきましては、議会議員の関係についての方向性を見出した後協議することとしております。

以上で報告を終わります。

田岡会長：ありがとうございました。

以上、二つの委員会からの委員長報告を終わらせていただきます。

4. 協議事項

田岡会長：次に協議事項に入りますが、冒頭お話をさせていただきましたように、第1回協議会で確認された26の項目の協議項目のうち、各種事務事業の取り扱いについて、その項目を細分化した資料1、協議項目一覧の説明と3市村の事務担当で調整中の部分も含めて、資料2、差異のある住民サービス事業一覧、主に個人を対象とするもの並びに協議項目の提案に際しての協議調書などの構成について事務局より説明をさせます。

工藤事務局長：事務局の工藤です。よろしくお願ひいたします。

資料1の協議項目一覧をごらんください。A4判1枚物でございます。ちょっと字が小さくて申しわけございませんが、よろしくお願ひいたします。この表は協議の状況をあらわすものでありまして、第1回協議会で確認されました26の協議項目、その提案日、確認日等が記載されております。例えば1の合併の方式につきましてはH15.6.4、第2回と記載され、これは平成15年6月4日、第2回協議会で提案、平成15年7月17日、第3回協議会で確認されたことをあらわしております。本日の提案分につきましては、例えば5の財産の取り扱いの欄のように、提案日が網かけされてございます。この表は毎回協議会が開かれるごとに作成しまして委員の皆様様に配付いたします。あと残りどのぐらいの協議事項があるか等を参考にいただければと思います。

また、協議項目26、各種事務事業の取り扱いにつきましては、専門部会ごとに49に細分いたしました。基本的に、細分化されました項目ごとに今後協議会に提案していきたいと考えてございます。資料1につきましては以上でございます。

田岡会長：ただいま事務局より説明がありましたように、この資料1の表によって全体のこれから協議すべき項目、それから今日提案した項目、既に確認がされた項目、それがこの1表によって整理をされております。特に住民の皆さんが関心ある住民サービスに関し、事務方でもんで調整案、たたき台ができて上がった項目から協議会にかかってまいりますので、委員の皆さんは今後どのような協議項目があるのか全体が見えなかっただけに、こういった整理の中で若干全体これからどう進んでいくかというのがこのペーパーでわかっていただけたのではないかというふうに思っております。毎回これからこれに埋めていくという形になります。

それでは、協議第1号に入る前に、もう少し事務局の方から資料2の内容について説明をさせていただきたいと思ひます。

工藤事務局長：続きまして資料2、差異のある主な住民サービス事業一覧、主に個人を対象とするものをごらんいただきたいと思います。A4判の横の資料でございます。この表は主に個人を対象とする事業で3市村に差異がある主な住民サービス事業の一覧でございます。現在のところ94の事業につきまして3市村にサービスの違いがございます。3市村の事務担当で検討を行い、一定の方向性が見出しましたら、調整素案、たたき台として提案させていただくことになってございます。委員の皆様にはそのときにご協議をいただくこととしてございます。

表の見方につきまして1ページを例に説明させていただきます。分類及び協議項目の欄につきましては、先ほど説明した細分化された協議項目と同様の名称、番号となっております。今後提案される協議の番号と一致させていただきます。事業名については、具体的な事業の名前を記載してございます。

次に、表の大部分を占めてございます石狩市・厚田村・浜益村の欄でございますが、事業ごとに横並びにサービスの内容が載せてございます。該当なしと書かれている部分につきましては、その事業がその市村で制度としていないもの、あるいは実施されていないものをあらわしております。また、各市村ともに内容が載っている場合につきましては、事業としてはあるのだが、そのサービスの内容が違っていることをあらわしております。例えば1ページの中段から下にあります介護保険料につきましては、各市村とも制

度はございますが、保険料に違いがあるということで載せてございます。

繰り返しになりますが、この資料には差異のあるサービス事業について、現在3市村で合併したならばどのような取り扱いをしていくかなど事務的な検討を行っており、一定の方向性が見出したら調整素案として、たたき台として提案をさせていただき、ご協議をいただくことになってございます。本日は、94事業ございますうち16事業について提案をさせていただいております。

なお、この資料につきましては今回限りの配付となります。次回からの協議にはこれらに関する協議も含まれてまいりますことから、大変申しわけございませんが、毎回持参されますようお願いいたします。なお、新たに差異のある項目が出てきましたら追加資料として提出させていただきます。

一部訂正がございますので、ちょっとお聞きください。2ページ目の12番、連番で12番で26の3の1、火葬場使用料、その中の石狩市のところに13歳未満、市内、3万3,000円となっておりますが、けた違いで、3,300円の間違いでございますので訂正いただきたいと思います。

続きまして、協議項目の提案に際しての協議調書の構成などについてご説明いたします。議案の19ページから24ページを例にとりましてご説明させていただきたいと思います。

19ページに載っていますのは介護保険事業の取り扱いとなっておりますが、協議項目23、介護保険事業の取り扱い、これは先ほど説明しました協議項目一覧と同様の記載となります。その下に大きくスペースをとってある部分につきましては、3市村の専門部会等で検討を行い一定の方向性を見出した調整素案、たたき台としてお示ししている部分でございます。

20ページをお開きいただきたいと思います。20ページは協議調書の総括表ということになります。後ほど説明いたします個表という項目を一覧に取りまとめたのが総括表でございまして、各区分ごとに具体の取り扱いを記載しております。また、その上の方の欄にございます調整の内容につきましては、個別の内容で各市村に差異のある項目の具体の取り扱いを総括的に表現したものでございます。なお、3市村において法令等により同様の取り扱いをしているもの、あるいは基本的に石狩市の制度に合わせるものとしたものにつきましては記載を省略させていただいております。

それから、21ページから24ページ、これは個表と言われる部分でございまして、項目ごとに具体の取り扱いの内容を文章表現あるいは表で記載してございます。表で記載しているものにつきましては、表の右の欄に各項目ごとに具体の取り扱いを記載してございます。この具体の取り扱い、調整素案、たたき台ということになりますが、第1回協議会で承認いただきました事務事業の調整方針の一体性の確保の原則、福祉向上の原則、負担公平の原則、健全な財政運営の原則、行政改革推進の原則の五つの原則を十分に考慮して作り上げたものでありますが、この調整素案、これはあくまでも事務方が作成したものでありまして、先ほど会長がおっしゃいましたように、最終的には委員の皆様の協議による協議結果を調整案としてさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で協議項目の提案に際しての協議調書などの構成について説明を終わらせていただきます。

田岡会長：今概要といいますか、資料の性格とか、それからどのようなことが書いてあるかというようなことの概要について説明したのですけれども、一回ここで質問を受けたいと思うのです。とてもわからないと、今の説明では。全体に何を言っているかよく要領がわからないというようなこともありましてらご質問いただければと思うのですが。

どうぞ。

長原委員：二つ聞きたいと思います。

1点目は、この協定書の今日の位置づけですけれども、最初の項目、財産の取り扱いということについて今日の協議の中で異議がないということに仮になったとすると、それはそのとおり、ストレート合併協定書に盛り込まれる内容ということになるのではないかと思います。その点の確認を一つしたいと。

それからもう一つは、これにいろんな異論が、意見が出て、必ずしも一つにまとまらないということなどの取り扱いは、次回持ち越しということもあるのですが、今後の取り扱いとしてはどういう取り扱い方が考えられるのかという点をもう少しご説明いただきたいと。

それから三つ目に、住民にかかわりの深い幾つかの項目が協議項目に上げられています。それらの点がこのたたき台の方式で行われた場合に、財源的にはどういうふうに移行していくのかという点が今日の議案書の中では全体を通して全くわかりません。

一例を申し上げれば、後ほど申し上げればいいのかもかもしれませんが、例えば浜益村の国保診療所の取り扱いということ、国保診療所の現在の状況がどうなっているのかと。今私どもは全く知らされていませんし、これには載っていないと。そういう中でこの取り扱いを話し合いなさいと言われても、そういう財政的な事情等が全くわからない中で協議するのは非常にしにくいという面があるのです。

また、介護保険の面についてもそういうことが言えるわけですし、こういう今日出されたたたき台のとおりに進んだときに、例えば新しい介護保険事業の事業会計の内容がどう変化するのかというようなことについては、この協議調書を見るだけでは全くわからないわけなのですが、そういった点のもう少し説明というのはできないのでしょうか、その点をお伺いしたいと思います。

以上です。

清水事務局次長：事務局の清水でございます。私の方からお答えさせていただきます。

まず1点目の、調整内容に異議がなく確認された場合、これについて協定案となるものかというご質問でございますが、原則的には協定案となると思います。ただ、全体を見回しまして、これは個別に一つずつやっていきますから、最終的に最後の局面で協定案をやって、全体を見回してこの部分は少し修正したらいいというご意見もまた出てくるかもしれません。以前会長がご説明しましたように、振り返って考える局面は出てくるかもしれないと。そのときにそれは修正は可能になってくる、そういう場面も考えられます。そういうような経過を通りまして最終的に協定案の中に盛り込まれていくものと考えております。

2点目の方は、後ほど、まとまらなかった場合の運営方法でございますので、会長の方からお願いしたいと思います。

3点目のこれからする事項についての財政的な状況とかいろいろなそういうものにつきましては、協議項目の個々の段階におきまして、介護保険は介護保険の状況がありますでしょうし、医療であれば医療の方の状況がございますので、専門部会の方々も見えて、説明のために来ておりますので、その中でご質問いただければ、お答えできる範囲でお答えしていきたいと考えております。

以上です。

田岡会長：決まらない場合はどうするかということですが、最初にお話をしたとおり、当協議会というのは、多数決の原則というのは前提として成立しておりますが、余りそのことにこだわることなく、十分時間をかけながら合意点を探していく、あるいは皆さんの話し合いの中でそれを決めていくということですので、個々の例によって案件の取り扱いは当然変わると思います。もういいではないかという全体的な雰囲気が出たとき、あるいはどうしてもここところは相譲れないという場合もあるでしょう。それから、一番私どもが避けたいケースとして、この場において、いわゆる3自治体の調整案が合意に至らないという場合には、そのことをもってこの協議会の存続という意味が失われるということも想定されますので、一律処理の仕方というのはないと思います。問題の中身によって十分時間をさらにかけて、ですから先ほど言いましたように、今日終わらない場合は次回に持ち越すケースだって想定できるということだと思います。

最終的にもう決をとったらどうですかと皆さん方がおっしゃるということになりましたら、私は会長としてその辺の時宜を外さないような採決を行っていきたいとは思っておりますが、基本的には話し合いで

決めていければと思っております。

進めてよろしいですか。枠組みの中で、あとどなたかご質問ございませんか。

それでは、協議第1号 財産の取り扱いについて協議を始めたいと思います。

事務局より説明をさせます。

事務局（中村）：事務局の中村です。よろしく申し上げます。

協議第1号、協議項目5、財産の取り扱いについてご説明いたします。

調整の内容は、厚田村及び浜益村の財産及び債務はすべて石狩市に引き継ぐものとするとしております。

6ページは公営企業会計を除く総括表、その個表が7ページから12ページでありまして、13ページには公営企業会計となっております。これら資料の数値につきましては平成14年度の決算値でありまして、各市村の財産に関する調書を参考としております。また、債務であります11ページの地方債及び12ページの債務負担行為の数値につきましては、国へ提出しました平成14年度決算統計を参考に作成しております。いずれにしましても、資料の数値は平成15年3月31日現在の参考数値でありまして、実際は合併の期日における財産及び債務がすべて新市へ引き継がれることとなります。

以上、協議第1号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：ただいま協議第1号の内容について説明をさせていただきました。基本的な考え方は5ページの協議項目、財産の取り扱い、厚田村及び浜益村の財産及び債務はすべて石狩市に引き継ぐものとする、この件についてのご協議をさせていただきたいと思っております。その中身は、参考値としてどのような引き継ぐべき内容があるかというのが書かされているということですので、この中身について一つ一つ説明は基本的に必要ないのではないかというふうに思いますが、いわゆる財産の引き継ぎということについてご意見がございましたらご意見をいただきたいと思います。特にございませんでしょうか。いわゆる編入の……。

どうぞ。

長原委員：一、二質問させていただきます。

まず1点目は、一番基本になるのは地方債の残高という点だろうと思うのです。これは一般会計における残高については明示されているところですが、実は石狩市の事情でいきますと、これ以外に、隠れ借金というわけではありませんけれども、まださまざまな借金というのがあると思っております。それは一部事務組合に参加している、一部事務組合における石狩市の負担分ですとかその他があるはずで、そういった数字も本来明示されることが妥当なのだろうと思っておりますが、その点どうでしょうか。事務局で既に準備しているものがあればお示しをいただきたいと思います。これよりはかなり膨れ上がるというふうに思います。

次に、財産の取り扱いそのものはこれでいいのですが、この表を見ますとちょっと特異に感じるのは、厚田村さんの平成15年度以降の債務負担行為が少し多いなど。これは内容は何だろうかというものが多少疑問でございますので、お教えいただければと。余分なことを言うかもしれませんが、一時期何か新聞等でパークゴルフ場の取り扱い等のことも話題になったようですけども、そういったこととの関連はあるのだろうか。多分ないのだろうと思っております。下水道関係かなというふうには推測しますが、お教えいただければと思っております。

次に、こういった表向きの数字だけではなかなか財政構造はわかりにくいわけですけども、一番わかりやすい指標をとりますと、経常経費比率を見るのがそれぞれの市村の財政状況を見る上で一番わかりやすいのかなというふうに思います。平成14年度末の経常経費比率、石狩市で言えば92%を超えていると思うのですが、状況になっておりまして、極めて財政硬直化の状況にあるということがその上からも言えるわけですけども、厚田村、浜益村さんの状況等についてはどうかと。90%は多分超えておられないのではなからうかと思うわけで、そういうことから判断しますと石狩市の財政運営が実は一番財政上厳

しい状況にあるということをあえて指摘しておかなければならないとは思いますが、その辺の見解も含めて、もし事務局で答弁できるものがあればお聞きをしておきたいと思います。

以上です。

田岡会長：厚田、浜益の経常収支比率わかりますか。

清水事務局次長：今わかる範囲でお答えさせていただきますけれども、経常収支比率という形で財政の状況ということの、それも参考ということでございますので、お答えさせていただきます。

さきに委員の皆様方にお配りいたしました資料、石狩市・厚田村・浜益村新市将来構想の関係でお配りしてありました参考資料等の中にもあるのですけれども、経常収支比率、石狩市、14年度末で92.5、厚田村84.0、浜益村88.8というような状況となっております。

それから、厚田村の債務負担行為に係る額について、なぜ多いのかと。あれを多い少ないというような判断は私どもはしておりませんでしたもので、比較対照としてどれかという話はちょっと難しい話なのかなと考えております。この場合は参考資料としまして、現状としてこの数値であるということでお知らせしているというところで考えておるという次第でございます。

以上です。

田岡会長：一部事務組合の債務も含めて。ところで一部事務組合で直接債務というのは。

清水事務局次長：ご要望があれば一部事務組合の方の債務について照会はかけたいとは考えますけれども、この財産の項目の中では、3市村の財産という形でございますので、必要があれば調べたいとは考えますが、調べた方がよろしいでしょうか。いかがかというところ、求めがあれば、こちらの方で調べるのはやぶさかではないというところでございます。

田岡会長：一部事務組合の資料をここに並列的に出すと、むしろ誤解が生じるのではないのでしょうか。ですから、必要であれば当然資料として出すことはいいのですが、そのことと財産の移譲にかかわる件とは直接関係ないと思いますので、後ほどもし必要でしたらそういった資料をご提出させていただきます。

長原委員：牧野村長さんもいらっしゃいますので、先ほど、しつこいようですが、債務負担行為の9億1,000万、何の債務負担行為かということだけ教えていただきたいという質問です。

それから、私が申し上げたいのは、市民の皆さんが、村民の皆さんが合併問題を判断する上で、財政状況がどうなっているのかということは大変判断の基準として大事なことなのだろうと思うのです。したがって、それぞれの市村の財政状況ということが市民が一番判断をしやすいということの数字をきちんと提示をしていくと、示すということが必要なのだと思うのです。そういう意味で、たまたま初めてこの財産の取り扱いという項目においてこういう数字が出されておりますので、先ほど申し上げたようなことを言っているわけです。

経常収支比率一つを見ても、石狩市が92.5と。これは財政硬直化は行き着くところまで行き着いたという感があるくらい大変なのです。しかもこれを財政構造改革をしなければならないということで各種サービス事業や使用料、手数料の見直しを初め今全部やっている最中なわけですから、こういったことは今後も合併協議そのものに大きな影響を与えることになるというふうに考えます。

したがって、そういう物すごい厳しい財政運営に置かれている石狩市との合併の話なのだということが各市村において住民の皆さんにも十分伝わるといことが私は大変必要だと思いますので、そういう意味で、財政状況について市民の皆さんがもっと判断をしやすい、わかりやすい3市村の一覧表といいますが、そういったものもここではっきりさせることが必要だろうと。

また、地方債についても同じ意味です。ここで単に414億と、石狩市の場合、数字だけ出ていますが、このほかに例えば土地開発公社の累積債務の問題ですとかその他があるわけです。私の調査だけでも、一部事務組合等における石狩市の負担分等を全部入れますと、平成11年くらいの数字ですけれども、当時

で一般会計の分との差額が約70億近くあったと思いますので、今記憶だけで話していますので数字的には若干違うかもしれませんが、もっともっと大きな数字になるということになるわけですし、そういう実態についてもきちんと市民、村民の皆さんにお示しをするということが必要だろうという点で申し上げておりますので、そういうことを明らかにすることは今後の作業の中で、努力の中で進めていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

田岡会長：財政状況の客観的な指標となります、そのまじそのまじの固定的な経費、入ってくる歳入に対して固定的な経常経費として必要な率が高まれば高まるほど財政の運営上が硬直化されているということになります。それで、その数字については今事務局の方から、既に皆さんのお手元にお渡ししてあります資料がございますので、それらも含めて説明をさせていただきます。

清水事務局次長：事務局の方からお答えいたします。

先ほど来申されている財政状況につきましては、今後、今現在事務方で行っております財政シミュレーション、この中でそのような状況というのは非常に出てくるのではないかなと。そして、それらが当然こちらの協議会、小委員会等を通じまして協議会の中でお示しする形になってきますので、それで、それらの数値が一番住民の方々を知りたいいろんな数値が含まれているとご理解いただければと思っております。ですので、この場で、財産の場のところでそれを全部を語るのではなくて、そちらの方でご議論いただければと、ご協議いただければと考えておる次第でございます。

それが1点目と、先ほど来申されておりました議案の12ページ、債務負担行為の額の関係で、厚田村9億1,855万円、先ほど来申してありますように、これが低いのか高いのかという判断はいたしかねるのではございますけれども、中身としましては、これは望来ダムの負担金、これが約8億あるやに聞いております。それが大宗を占めているというところでございます。こういった特別事情というのは各市村の中でいろいろございます中でこのような数字になっているのではないかとということをご報告させていただきます。

以上です。

田岡会長：どうぞ。

長原委員：財政状況については別に議論があるというお話でしたですね。それを今後行われる財政計画づくりの中でそういう具体的な数字も出すし議論の場もあると、そういうふうに理解してよろしいのでしょうか。申しわけないですが、もう一度確認のため、どの場になりますか。

工藤事務局長：財政シミュレーション関係の財政問題につきましては建設小委員会の方で財政シミュレーションを行いますので、その中で協議をいただくと。それで取りまとめた結果が本協議会にかかってくるということになると思いますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

田岡会長：ほかにございませんでしょうか。

それでは、なければこの件については、提案といひますか、事務局の提案どおり確認させていただきますよろしいですか。

(異議なしの声あり)

田岡会長：それでは、そのように取り決めさせていただきます。

次に、協議第2号 条例・規則等の取り扱いについて協議をいたします。

事務局より説明をいたします。

事務局(中村)：協議第2号、協議項目13、条例・規則等の取り扱いについてご説明いたします。

調整の内容は、石狩市の条例及び規則等を適用するものとする。ただし、各種事務事業の調整に係る条例及び規則等については、その調整内容を踏まえ、新規制定、一部改正等を行うものとするとしております。これは、合併の方式が編入方式のため2村の条例・規則等が廃止されることから、石狩市の条例・

規則等が自動的に適用となるものではありませんが、協議会での協議により調整された内容と石狩市の条例・規則等の内容が異なる場合は、調整内容に合わせ、新たな条例の制定や改正を行うとしたものでございます。

15ページ、総括表の説明であります。各市村の条例数等につきましては平成15年4月1日現在の件数を拾ったものであります。下段の参考の欄につきましては、調整の内容の後段ただし書きの部分に当てはまる新規制定等の整理内容について記載したものであります。

以上、協議第2号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議をお願いいたします。

田岡会長：この件についてご意見ございますでしょうか。

どうぞ。

池端委員：編入合併に伴い石狩市の条例に合わせていくということなのですが、石狩市の条例にないもので新設、新規に制定しなければならない厚田、浜益の条例、これがこの表からではちょっとわからないのですが、どの程度有しているのかという部分をお聞きしたいと思います。

工藤事務局長：数につきましては、今現在こういった調整内容になるかお答えすることはできませんが、石狩市の条例にない部分、例えば交流センターというのですか、望来にある「みなくる」を財産として引き継いで石狩市に設置する場合は、石狩市の条例にそういうものがございませんので、例えばコミュニティセンターと位置づければコミセン条例の一部改正になりますし、単独条例として持っていくとすればあの部分を単独条例として石狩市に制定するという、調整内容によって数は変わります。ご理解いただきたいと思います。

田岡会長：よろしいですか。ほかにございませんか。

これも基本的な仕組みについて既に確認をさせていただいておまして、それに基づく条例上の取り扱いでございますので、提案のとおり確認させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

田岡会長：それでは、そのとおり進めさせていただきます。

次に、協議第3号 診療所の取り扱いについて協議をいたします。

事務局、説明を願います。

事務局(中村)：協議第3号、協議項目21、診療所の取り扱いについてご説明いたします。

調整の内容は、地域医療確保のため現行のとおりとしております。

18ページの個表の説明であります。まず1、国民健康保険診療所として現在3市村の中では浜益村に該当施設が1件ございます。その診療所の取り扱いについて、村内にほかの医療機関がないことから、地域医療確保のため、浜益村において現行のとおりとしております。

また、2、補助金等ありますが、これは平成15年3月末で厚田村国保診療所を廃止したところでありまして、その施設を利用し診療業務を行う者に対し運営資金の助成等を行うものであります。浜益村の診療所と同様に、ほかの医療機関がないことから、地域医療確保のため、厚田村において現行のとおりとしております。

以上、協議第3号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議をお願いします。

田岡会長：診療所の件についてご質問ございませんでしょうか。

どうぞ。

長原委員：診療所の取り扱いですが、取り扱いそのものについてはこれでよろしいかと思えます。ただ、1点お尋ねしたいのは、現在の診療所の経営状況について、どういう状況にあるか、平成13、14年、診療収入についての決算報告はここに書かれておりますが、最終決算についてはどうなっているかお知らせいただきたいということと、厚田村の診療所、不勉強で恐縮ですが、これが廃止をされたという

この理由は、お医者さんがいなかったからなのでしょうか、それとも財政上の理由なのでしょうか、教えてください。

専門部会（増田）：それでは、ご質問にお答えします。住民福祉専門部会の増田です。

先ほど、浜益村の診療所の経営状況ということで、これについてお答えいたします。平成13年度、平成14年度の決算ということなので私の方からお答えいたします。平成13年度の決算ですが、歳入につきましては2億6,935万、そのうち診療収入1億2,560万6,000円です。平成14年度、歳入総額2億3,347万7,000円、うち診療収入1億7,673万9,000円です。

以上です。

田岡会長：足りない分は補助金で出しているわけですね。

専門部会（熊谷）：住民福祉部会の熊谷と申します。私の方から厚田国保診療所の廃止について説明させていただきます。

平成14年12月末において医師が退職ということから、内部協議をしまして平成15年4月1日より委託ということになっております。

以上です。

田岡会長：よろしいですか。

専門部会（増田）：先ほど、収支ということで、私は収入の分しか申し上げませんでしたので、支出の部分を上げます。平成13年度歳出の総額が2億137万8,000円でございます。平成14年度は2億2,249万3,000円です。それで、平成13年度の一般会計からの繰入金を上げます。平成13年度一般会計からの繰入金5,331万3,000円、平成14年度2,964万8,000円。

以上です。

田岡会長：ほかにございませんか。この件についてはさきの2件と若干趣を異にする内容でありますのでぜひ議論していただきたいと思うのですが、基本的に提案は、合併するとしたら現在それぞれの自治体において行われている地域医療の制度を残すという形の提案になっているわけですが、ご異論ございませんか。

（異議なしの声あり）

田岡会長：それでは、第3号についても提案どおり確認をさせていただきたいと思います。

次に、協議第4号 介護保険事業の取り扱いについて協議をさせていただきます。

事務局、説明願います。

事務局（中村）：協議第4号、協議項目23、介護保険事業の取り扱いについてであります。説明に入る前に、訂正箇所がありますので訂正願いたいと思います。20ページ、表の中の1、一部事務組合等の具体の取り扱いの中で石狩地区要介護認定審査会とありますが、正式には石狩地区介護認定審査会でありますので、要介護の要を削除願います。同じ内容の誤りがほかにもございますので申し上げます。次、21ページ、上から2行目、ここにも審査会の名称がありますので、要介護の要を削除願います。次に別冊、協議項目現況調書になりますが、その2ページ目、下半分大きな枠の上から3行目と6行目、そして下から4行目、この3カ所が3市村それぞれにあります。要介護の要を削除願います。

それでは、説明に入らせていただきます。調整の内容は、一つ目、介護保険事業（低所得者対策事業を除く）及び介護保険料については、合併時は現行のとおりとし、第3期介護保険事業計画の初年度である平成18年度から石狩市に統一し実施するものとする。

二つ目、訪問介護事業及び通所介護事業については、地域的事情を考慮し、浜益村において現行のとおりとするとしております。

主な内容を21ページからの個表で説明いたします。まず1、一部事務組合等ですが、現在3市村で共

同設置している石狩地区介護認定審査会については廃止いたしまして、新市で新たな審査会を設置するものとしております。

続きまして2、介護保険事業計画であります。現在の事業計画は平成15年度から17年度の3カ年計画で既に実施されておりますが、合併の期日にかかわらず平成17年度末までは現在のそれぞれの計画に基づき事業を実施し、平成18年度からの第3期事業計画から統一し、策定するものとしております。

次に7、家族介護慰労金支給事業及び22ページの8、介護保険料低所得者減免措置についてであります。低所得者対策事業として石狩市のみで実施している事業であります。これらにつきましては合併時に石狩市の制度に合わせるものとしておりまして、実施した場合の影響額についてもあわせて推計しております。

次に9、訪問介護事業及び23ページ、10、通所介護事業につきましては、浜益村において民間事業者によるサービス基盤がないことから直営で実施している事業であります。これらにつきましては、地域的事情を考慮いたしまして、浜益村において現行のとおりとしております。

次に12、介護保険料であります。65歳以上の1号被保険者についての現況を載せてございます。平成18年度からの事業計画において統一するということでありまして、合併時にはごらんとおりの保険料率及び普通徴収納期となります。そのほかの事項につきましては記載のとおりとなっております。

以上、協議第4号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議をお願いいたします。

田岡会長：今度は介護保険の中身について調整の内容、石狩市に統一し実施するものとする、それから、地域事情を考慮して浜益村において現行のとおり通所介護等の事業は行うということになっておりますが、これらについてご質問ございますでしょうか。

どうぞ。

堀 委員：石狩市の堀です。

21ページのところの4の離島等の地域加算というところがあるのですが、これは今厚田村、浜益村はこの対象になっておりますが、合併してもこれは15%の加算というのがあるのかどうかの確認と、それとあと7番の家族介護慰労金支給事業のところでは、

これは国が2分の1と市が4分の1ずつだったというふうにするのですが、このことに関しては、介護保険というのは社会全体で支えようというシステムの中で、現金が支給されるというのはここだけなのです。それで、私はこの事業についてはなくすべき方向に行くべきではないかというふうに常々感じております。介護保険というのは利用するためにある制度で、これがあることによってなかなか利用が進まないのではないかというふうに思いますので、これは今の厚田村、浜益村が該当していないという方向がいいのではないかというふうに思うのですが、今厚田村、浜益村がどうしてこれを実施していないのか、その理由をお聞かせください。

それと24ページのところです。これは介護保険のようなところで、徴収納期なのですけれども、石狩市は9期です。厚田は5期で浜益村は10期というふうになっております。これは保険料、金額が大きいので5期で払うというのはすごく大変だろうなと。私たちもこれは期が長い方がいいかなというふうに思うのですが、こちらを見ますと石狩市の制度に合わせるものとするというふうになっておりますので9期になっていくのかなというふうに思いますが、これは今の浜益村の10期に合わせられないのかどうか、その点をお聞かせください。

専門部会（小西）：住民福祉部会の小西と申します。

私の方から、まず第1点目の離島地域加算、離島等の地域加算について、石狩市に合併後も、現行、浜益村、厚田村においては民間事業者の入り込み等が絶対的に少ないと。本市、石狩市においても第1期の事業計画作成時に、本市の高岡地区ですとかあいつたところについても、同一の行政区域内で地域を

指定してこういった加算をつけることが可能であったのですが、イコール保険料の増額につながるということで、石狩市においてはそういった民間事業者の入り込みも一定程度確保できるということで加算しなかった経緯がございます。これについては、合併をもって民間事業者の入り込みが即座に期待できないということも考慮いたしまして、現行の厚田村、浜益村についてはこの加算を合併後も残すという方向性で意見統一してございます。

もう一点、介護保険料の納期についてでございますが、こちらについては、現行石狩市が9期、厚田村が5期、浜益村が10期ということで、市民税の賦課状況等の関係もございまして、始まりの納期もそれぞれ違っているところでございます。委員ご指摘のとおり、実際お支払いいただく方に見れば、1回にお支払いする保険料の額というものについては一定程度負担軽減が図れるものと考えますが、一応石狩市の状況に合わせるということで現行では意見統一したところでございます。

専門部会（村本）：住民福祉部会、厚田村の村本です。

2点目の家族介護慰労金支給事業についてなのですが、先生もご指摘ありましたように、これを行うことによってサービスの利用がなくなるのではないかとこの部分もありましたけれども、現実の問題として対象者がございません。平成12年度から介護保険を使わないで要介護4、5に認定されていると、そういう対象者、該当者がおりませんので厚田村はこういう表現にさせていただきました。

専門部会（向井）：住民福祉部会の向井と申します。

ただいまの家族介護慰労金の支給事業の関係でございますけれども、浜益村においても、制度自体は介護保険上でございますけれども、対象者がいないということで該当なしというふうに書いております。よろしくをお願いします。

田岡会長：よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。ちょっと中身が多少専門的といいますが、介護保険制度の中身そのものに入ってきていますので、なかなか内容そのものは難しいと思いますが、全体的で基本的な方向というのはご理解いただけるのではないかと考えておりますが、こんなことがわからないと、とてもこの説明ではわからないというようなことがございましたら、この際疑問は解消しておいた方がいいのではないかとと思うのですが。

どうぞ。

長原委員：まず、浜益村における民間事業によるサービス提供基盤がないということからこの制度を残すということですが、今後、合併後に、先ほどの離島の加算ということもあり、そういう事業者が今後参加をしたいということも考えられるわけでありますが、そういった場合はどうなりますか。

また、これは浜益村となっておりますが、恐らく合併後は旧浜益地域ということになるのでしょうか、そうなりますと、浜益の地域だけがそういう制度があって厚田の地域にはないということの不平等感というのは生まれる心配ないのでしょうか、その点をお聞きしたい。

また、通所介護事業の内容とされている事業については、介護保険事業外で上乘せサービスといいますが、さまざまな形で石狩市でも現在実施されているものと重なる部分なども出てくると思うのですが、そういった事業の適用はどういうふうに調整されますか。

また、原案のたたき台のような事業内容を組み、また介護保険料を提案のとおりのような状況にしたときに、平成18年度以降の話になるとは思いますが、介護保険会計そのものに与える影響、シミュレーションはどう変化するのか、この提案だけからは全く財政的な裏づけがよくわかりません。そういう点は計算されているのでしょうか、これからしようとするのでしょうか、お示しをいただきたいと思っております。一般的に言えることはどういう状況になるのかということもわかれば教えていただきたい。

なぜかといいますと、それが次期計画における住民負担、介護保険料に当然はね返ってくるわけですから、介護保険会計の運営のあり方では、大変住民にとっても関心の深い問題と考えられるわけで、どうい

う方向で考えておられるか、事務局の検討の経過をお示しいただきたいと思います。

専門部会（向井）：ただいまのご質問の中で、離島等地域加算でございます。これにつきましては、離島あるいは過疎その他の地域ごとに指定しておりますので、例えば石狩市という大きな中でそれぞれの地域指定というのもございます。厚田、浜益においては山村とか、離島はございませんけれども、地域指定がなる可能性になっております。したがって、当然、石狩の事業者が浜益村で事業を展開する場合は、その旨が地域加算という方向でなっているというふうに考えております。

以上でございます。

専門部会（小西）：私の方から保険料のシミュレーションについてお答えいたしたいと思います。

今現在平成12年から14年までの第1期事業計画を終えまして、第2期事業計画、15年から17年までの事業計画が今年度から始まっております。それで、基本的に介護保険の事業計画につきましては、5年間の人口動態等に基づいて3年を1期とした事業計画に基づいて保険料算定を行っていますところから、現行においては18年以降の部分についてはまだシミュレーションはしておりません。

仮に17年合併といたしまして17年に保険料を一本化するとした場合、現行の1市2村の介護保険事業計画最終年でありますので、その数値を単純に足して算定した保険料につきましては、現行、石狩、厚田、浜益それぞれ保険料については記載してございますが、3,902円程度、ですから石狩、浜益村については上昇するような保険料になるであろうということシミュレーションはしておりますが、18年以降の部分についてはシミュレーションしておりません。

長原委員：ただいまのお話でわかりましたが、そうしますと、シミュレーションはしていないということだけでも、17年でいうと3,902円になると。当然そのほかにここに書かれているような幾つかの今までにない新しい事業ということも実施することになるわけです。例えば家族介護の慰労金支給事業ということは現在厚田、浜益それぞれには該当なしとなっておりますが、これも当然実施をするということになるわけですので、そういう数字等も考え合わせますと、そのほかにも幾つか事業がありますが、考え合わせますと、介護保険料が次期計画では、今の説明では100円ですが、石狩市の3,800円、合わせて言えば102円ということになります。より高額、200円以上と。もっと高い数字で推移をすることになるのではないかと危惧をいたしますけれども、その辺は今後いつころまでにその見通しを立てるのか。また、そういう見通しが、合併しなかった場合の数字と合併した場合の数字ということで具体的にはっきりさせることというのは大事なことではないかと思うのですが、そういう予定はないのか、お伺いをしたいと思います。

専門部会（小西）：ただいまのご質問にお答えいたします。

介護保険のシミュレーションにつきましては、基本的に事業計画自体が3年間の給付実績なり人口動態なり、あと保険料の徴収実績なりで、実績をもって、実績をベースとして算定してまいりますことから、次期介護保険事業計画、第3期の事業計画については17年に策定を予定しておりますので、その時点まで保険料のシミュレーションというのは難しいものと考えております。

あと、先ほどのご質問の中で浜益村の通所介護関係の直営の事業所でございますが、あちらについては、資料の方にも記載させていただきましたように、地域的にそういった民間事業所がないことから、村で直営の一事業所として実施しているものでありまして、それをもって浜益村だけにそういった事業があるという形にはならないものと考えております。

田岡会長：介護保険料が合併するとしたらどのようなようになるかというのは非常に住民として興味のあるところではありますが、今お話をさせていただいたように、介護保険料を構成するさまざまな要因があります。その要因の大きな中に、どのような事業を行うかということが3年のローテーションで決まってしまうということから、たまさか今回は、合併するとしたら、あるいは合併したとしたり、その段階ではま

だ現在の介護保険のシステムが動いているということになるわけです。

したがって、現時点でその後のことについては、料金の構成要因からいって、シミュレーションをする、予測をするというのは極めて難しい。あえて言うなら、17年に一本化するとしたら3,902円だと。石狩市において102円、以上と考えるべきが一般的な考え方でないかということまでは申し上げられるのではないかと思いますけれども、今シミュレーション条件を一定の条件において行うということについて、介護保険に限り、この流動性の高い事業の中身を考えると、極めて数字のひとり歩きの方が怖いのではないかなと思うのですけれども、どうでしょうか。難しいところだと思います、今のところ。

長原委員：おっしゃっている意味、説明されている意味についてはわかります。ただ、私が申し上げたいのは、幾つかの事業で、介護保険事業の中で、石狩市で実施されているけれども、厚田村、浜益村では実施をされていないという事情がありまして、それらを適用した場合の全体の介護保険会計に与える影響という程度は多分試算はそんなに難しい話ではないだろうし、それが1人当たりに対してどれくらいのはね返りになるかということの試算もそんなに難しい計算が必要だとは考えられないわけですし、少なくともその程度の数字は住民に示すのが、合併協議会の資料としては必要でないかということをお願いしているのですが、全体の最終確定の介護保険料を算出せよということになりますと、今会長がおっしゃっておられるようないろんな要素で不確定要素が多過ぎるということも出てくるかと思いますが、合併から生じる影響という点での可能なシミュレーションと。範囲と。それが1人当たり介護保険の負担額で幾らはね返るのかと。1人当たり直すとどの程度と、そういう数字程度は多分試算するのはそんなに難しくないのではなかろうかと推測をいたしますが、その程度のもは示すべきでないでしょうか。

専門部会（小西）：私の方からお答えいたします。

まず第1点目のご質問についてなのですが、現行石狩市において実施している事業で厚田村、浜益村において実施していない事業をすることによって、保険料についてその分当然上乘せになるのではないかと。いうご指摘であります。資料の中で、今現在石狩市において実施して浜益、厚田村でない事業というのが介護保険料の減免措置になるかと思えます。こちらにつきましては当市において平成15年から実施した措置であります。おおむね対象者の5%、第1段階、第2段階の5%という形で計画上見込んでおります。それで、こちらにつきましては、いろいろな要件から対象者の収入等を申告していただいて実施している措置でございますので、現段階で浜益、厚田村のそういった対象者がつかめないことから、こういったおおむね5%という数字で記載させていただいております。

こちらの人数につきましては、絶対的に対象者の数が少ないことから、3年間の事業計画で考えた場合に、介護保険料、すなわちそれを50円、100円上げるような要因にはならないものと考えております。

それと、合併時における、合併したとした場合の要因、シミュレーションについてでございますが、こちらについては、先ほどから申しておりますとおり、確定したものという形ではお出しできないと思えます。それで、その近いものというものについても、何をもちまして今後3年間、5年間のシミュレーションをするかというところが大変難しい部分がございます。検討させていただきたいと思えます。

田岡会長：可能かどうか研究させていただければと思えます。

そのほかにございませんか。よろしいですか。

それでは、介護保険の事業の取り扱いについては、これも事務局の原案、提案の内容で取り進めたいと思えます。確認させていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

田岡会長：それでは、そのように取り進めさせていただきます。

次に、第5号に入る前に10分ぐらい休憩させていただきたいと思えます。

（休 憩）

田岡会長：引き続きまして会議を再開いたしたいと思います。

次に、協議第5号 防災関係について協議をいたします。

事務局より説明をいたします。

事務局（中村）：協議第5号、協議項目26の2の7、各種事務事業の取り扱い、防災関係についてご説明いたします。

調整の内容は、一つ目、合併時に新たな地域防災計画及び水防計画を策定し、災害時に備え防災体制を整えておくものとする。

二つ目、防災行政無線については、合併後に地域の実情を明確に把握し施設整備を図るものとするとしております。

主な内容を27ページからの個表で説明いたします。防災関係につきましては、災害対策基本法及び水防法により、各市村が地域防災計画等に基づき行われている事業であります。その基本となる地域防災計画を合併時まで策定できるよう取り進め、計画の中に必要事項を盛り込み、各種の整備、運営を実施するものであります。

そのうちの2、防災行政無線についてであります。ごらんのように整備状況に大きな差がありますことから合併後に地域の実情を明確に把握した上で必要な整備を行っていくこととしております。なお、整備されるまでの間に災害等において対応が必要となった場合には、北海道総合行政ネットワークまたは消防無線の利用も考えているところであります。

そのほかの事項につきましては記載のとおりとなっております。

以上、協議第5号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：ただいま防災関係について説明をさせていただきました。この中でご意見ございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

長原委員：災害時の備品、備蓄品について、品目及び数量ということで合併後に整備をするということ。防災計画に基づいてということになります。これはこれでいいのですが、先ほどからの全体を通して、何度も言いますが、例えばこういう項目においても、合併をすることで、こういう事業をすることでどの程度の財源が、財政が必要となるのかと。その推計値でも結構ですからここにそういったものが記載されていないと、一般的な方針としてはこれはわかりますし、そういうことになるのだろうと思います。ただ、それが具体的にどうできるのか、またしていくのかということについてはなかなかわからないし、大枠でそれがどの程度の費用がかかるのかと、こういうことが一つ一つ検討され数字として示されるということはどうしても必要なのではないのでしょうか。

今日の協議全体がそうですが、そういう財源的なもの、事業費的のものは一切数字として出てこないというのは非常に判断をしにくいということになるのですが、いかがでしょうか。この項目で改めて質問しておきたいと思ひますし、今後の協議にもかかわる問題ですので、そういう点、今後もこういった形で進めるのか。それとも、今日私が指摘しましたように、一定の財源が必要となるものについては財源の推計値なども示しながら協議会に提案するということになるのか、この機会にお伺いしておきたいと思ひます。

田岡会長：先ほどからちょっと私も気になっているのは、この協議会が、事務局と、それから委員の方々の、内容について聞きたいということについては事務局が答えて、説明、補足するのが当然でございます。しかし、意見がいろいろ分かれるのではないかと。そして、その分かれることがこの協議会の話し合いということになると思ひます。

それで、私どもは決して答えを避けたり逃げたりするという観点から物を申しているわけではないので

すが、例えば長原委員のただいまの、財政の裏づけのないこういった各種のものについて、私どもは最初の段階で、財政のさまざまな裏づけについては新しい、新市計画の中において総体的な財政についてシミュレーションをするというような、全体的な議論の中で財政の方向性というものを改めて来る機会にお示ししたいというふうにさせていただいているわけですが、各論の積み上げの事業をここで全部示すということになりますと、すべての審議がその財政論議をまないたに置かないと事業の信憑性そのものも場合によっては実効性があるのかと。架空の議論にすぎないのではないかとということも含めて問題の提起があるのではないかと思います。この辺について各委員の皆さん、先生方からご意見がいただければお伺いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

どうぞ。

小池委員：防災関連ですけれども、私前回の新市建設小委員会で初めてわかったのですけれども、石狩市の場合、災害発生情報というか、そういったものを一斉に知らせるスピーカーというか、そういうものが全くないということをお私はそのとき初めて知ったのですが、例えば今朝のような場合、たまたま停電もなかったからあれなのですが、ラジオ、テレビで状況が把握できたのですけれども、仮に停電というふうなことになりますと、どういう状況、どこで発生して石狩市にとってどんなふうな状況なのかというのは皆目わからないと思うのです。

ですから、これについては、何か要望意見になりますけれども、合併を待たずにぜひひとつ会長さん、市長さんに急いでそういった防災のためのPR拡声機を全市におつくりになった方がいいのではないかと、ぜひつくってほしいなということ、何か陳情みたいな意見になって申しわけないのですけれども、痛切に感じましたので意見として申し上げます。

田岡会長：どうですか、先ほどの長原委員のご質問にお答えしますか。基本的には一番先に答えた中身だと思っております。

専門部会（吉田）：行財政部会の吉田です。

先ほどのご質問にお答えいたします。備蓄品の関係であります。現在石狩市では、非常食糧と、それから応急生活物資などを備蓄しております。それらの品目につきましては、食糧については飲料水、パンの缶詰、乾パン、アルファ米、粉ミルク、それから応急生活必需品については寝袋、発電機一式、ビニールシート、懐中電灯、救急箱などを整備しております。これらの備蓄品を現在各避難所で備蓄しておりますので、石狩市にあわせて厚田、浜益各地域で備蓄することを計画しております。なお、この計画、設置につきましては、今後地域防災計画を作成した上でその配備を綿密に計画を策定していきたいと考えております。

以上です。

田岡会長：個別の中身については今担当から話した中身だと思いますけれども、全体的なとらまえ方として、財政の背景といいますか、その条件を全項目にわたってここに一回示すべきではないかというご意見ですね。そうではないのですか。そうしたら今の説明でよろしいですか。

長原委員：私の発言の趣旨が十分に伝わっていないようですが、合併をした場合に、今後この事業をどうしようかということをお協議しているわけですね。そうですね。

田岡会長：そうです。

長原委員：そうしたら、こういう事業にしましょうと、こういう方向にしましょうということをお提案されているわけです。その場合に、そうすることによって発生する事業費、財政需要がどの程度かという見込み程度は示すべきでないですかというふうに私は言っているのです。そういうものがないと一定の、もちろん厳密な最終計算と、予算書ではありませんから、そんなふうにはならないだろうと思います。しかし、大まかな推計値くらいはその事業ごとに積み上げなければ、では合併をすることによってどの程度の

全体として費用とかということが必要と考えられるのかということも全くわかりませんし、またそういう数字の積み上げの中では、では部分的に言えばこの事業については少しくらいではないかと、また、こっちをもっと力を入れようではないかと、こういうことも判断の材料として必要だと思うのです。

しかし、今の提案だけですと、一般論としてこれはこうするこうするということが字面でもって並ぶだけですから、そういう総合的な判断はなかなかできない。これは一般論として別に悪いことでないわけで、ある意味では逆に当たり前のことでして、やらなければならないことですから、だれもそれに異論はないだろうと思うのです。

そういうことで、そういう判断材料としてのそういう事業費の積み上げということが出せられないのでしょうかということをお伺いしているのです。出すべきでないですかと言っているのです。

田岡会長：そういうふうには受け取っています。

長原委員：そうですか。ちょっと誤解されてとられているのではないかなという気もしたのですが、そんなことはありませんか。

田岡会長：ええ。

長原委員：なければ、そういう意味で、ぜひそういう努力は積み重ねていただきたい。次回からのいろんな住民生活に特にかかわりの深い問題についても全部出てくるわけです。まだたくさんあるわけです。それらについても一つ一つそういうことがなければ、背景が具体化されなければなかなか判断や議論のしづらい問題になるのではないですかということをお伺いしているのです。

清水事務局次長：事務局の方からお答えいたします。

個々の判断材料として今と合併した場合、個々の事業を合わせるためにはどのぐらいの費用がかかるのか、それらを判断材料として欲しいと、こういうことでよろしいでしょうか。

それが出せるというか、それが必要なものにつきましては、参考例としまして46ページを見ていただきたいのですが、重度心身障害者、それから4番目の母子家庭医療事業、こちら、ゼロになっておりますけれども、それから次の乳幼児医療のところでも実績及び実施した場合の推計と、こういうものは載せてございます。それらについては、必要だと思われる点についてはそれは載せてございます。それで、載せていない例のところでも必要だという場合があれば、ご質問いただければ、その都度お答えできるものをお答えしていきたいと思っております。

以上です。

長原委員：その都度お答えということでは、一々ではこれは幾らかかるのだ、これは幾らかかるのだと、そんな質問できないです。したがって、可能な限り、こういった各種合併後の事業として具体的に財源費用を必要とするということが見込まれる事業については、検討の段階で、この程度の事業費が必要になりますねという確認のもとにこの協定書が提出され検討されるべきではないのですか。そういう裏づけや中身が全くなしに、ただ一般方針として言葉だけでこれが並べられると。これは、もし積み上げたときに莫大な金額になるかもしれないのです。しかし、それでは全く話、言葉だけで、実際にその事業をしようとしたときには財源不足でできませんと、ありませんということもあちこちに起きてくることになるわけで、それではこの合併協議の意味もないわけですから、なくなると私は思うので、もっとそういう点でのシビアな検討の内容が私どもにも提示をされなければ……。一般論として反対する何物もありません。しかし、具体論として果たしてそれが実現できるのかと。できないのかという問題も含めて、どの程度かかるのだということを含めて判断させてもらうのがこの協議会の役割ではないのかと私は思うので、今の事務局のような進め方ではどうも上っぺらの話にしかならないと。上っぺらの話になってしまうと。実際にこれが本当に担保され、具体的に実行される内容として提案されたというものに受けとめがなくなるのではないかとこのように考えるものであります。

今後の、今繰り返しの議論になりますから、これ以上質問ということをお断りいたしますが、そういう点からの掘り下げた専門部会などでの協議及び提案ということをお断りいたします。1項目1項目全部これはでは幾らかかるのだ幾らかかるのだと質問しなさいと、そういうことにはならないのではないかと。質問だってできませんよ、そんなの。ということも、ご理解と言ったらおかしいけれども、わかってもらいたいと思います。

以上です。

田岡会長：これは、どのレベルの議論をするかというのは非常にそれぞれの事業によって一律的にできない面もあるし、特に財政論議をきっちり重ねた事業でないとしてもこの議論はついていけないのだという議論から、先ほど言ったように、単に手続上の、条例上の問題まで含めて羅列式に出しておりますので、ただ、提案をする背景の中に相当数財政的な積み上げというものを必要な事業においては行っておりますので、できるだけそれは積極的に示すように努めてまいりたいと思います。また、特に必要でありましたら、求めにできるだけ応じるように努力はさせていただきます。

今の計画上の積み上げについての何か補足説明はできますか。

専門部会（吉田）：災害時備蓄品につきまして、そのかかる経費などにつきましてお答えいたします。

私が先ほど申し上げました備蓄品をそろえるならば、おおむね、まだ概算ではありますが、大体100万円程度で備蓄が可能かというふうに考えております。ただし、合併時までに新市防災計画を定めた上ではっきりすることとなるということでもあります。

以上です。

田岡会長：各種の計画それぞれの、合併しない計画においても、例えば石狩市において防災計画を持っているわけです。この防災計画がすべて財政的な裏づけをもってできたかということ、そうではなくて、計画上の位置づけや方向性や事業を重ねていく基本的なスタンスをつくって行って、それによって、財政の運営状況において、例えば3年以内にやろうというのが事実上5年以内になるケースもあるし、それから2年以内にできるケースもあるので、すべてがいわゆる単年度ベースでの事業を積み上げていくというようにないいわゆる実施計画レベルというふうに考えるよりは、大きな方向性を持つ事項であるというふうに基本的には理解していただければと思います。ただ、それであっても、総体枠で一体何ぼかかるのかぐらい説明せよとおっしゃることも十分理解できますので、極力そういうふうに説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、池端さんどうぞ。

池端委員：全般的な防災行政無線と防災計画についてなのですが、それぞれにある基地局ですとか固定局、これはネットワーク化というか、それぞれの1市2村がネットワーク化をするに当たって、今のシステム上これは可能なのか、それとも北海道総合行政情報ネットワークまたは消防関連の無線に依存しなければいけない状態になるのかという部分をお聞きしたいと思います。

またあと、計画の策定に当たり、身近な防災という部分、そして、広域的になるものですから、広域的防災という部分の計画も盛り込んでいかなければいけないかと思うのですが、まず無線に関しての部分をお聞きしたいと思います。

田岡会長：無線のネットワークですか。

専門部会（吉田）：防災行政無線につきまして、私の方からお答えいたします。

3市村の防災行政無線のネットワーク化につきましては、現在電波障害、各障害する障害物がありますので、これを統一化するためには各要所に中継塔を設置しなければなりません。この中継塔を設置すれば3市村のネットワーク化は可能になるものであります。

以上です。

田岡会長：ほかにございませんか。

どうぞ。

加納委員：石狩の加納ですけれども、この協議会の中でそれぞれこういういろんなご提案があって、たまたま台に出されておりますけれども、各委員さんからそれぞれいろんなご意見をいただかないと話が進まないと思うのです。こちらの方から質問して答えていただくみたいな協議会とは違うと思うのです。もっと皆さんの声がこの中に、ここはちょっと足りないからこうしてほしいだとかこうすべきでないかとか含めて、そのような形になっていかないと、一問一答の、協議会というよりも何か委員会みたいな形になっているような気がするのです。ですから、こちら辺のところはどうしても進み方としてちょっと私も何か疑問というか、こんなことでいいのかなと。先ほど石狩の小池委員の方から、例えばそういう通報システムのことを含めて、市内一斉のとか含めてそういうご意見をいただいて事務方が吸い上げていくという、そういうことでよろしいと思うのです。それぞれの皆さんいろんな考え方がありますから。

当然、財政を伴うことについては、この表の中にもありますけれども、現況として皆さんそれぞれに今体制はある程度でき上がっているわけですから、それにあとは合併すること、もしした場合にそれにプラスアルファ何かしていこうということの中でここでご意見をいただくということになりますから、大きな財政負担になっていくとかという話にはなかなかかなりづらいと思うのです。

ですから、そういう意味ではその辺のところを会長さんの方にしっかりうまく行司していただいて、それぞれのご意見をしっかり吸い上げていけるような形にさせていただきたいと思いますので、よろしくお聞きしたいと思えます。

それで、一つだけお聞きしたいのですけれども、今日、今示されている中で、特にさっき備蓄品のことでお話しありましたけれども、石狩については企業とそういう協定を結んでやっております。もちろんそれぞれの公共施設にそういう備蓄品のことはやっておりますけれども、厚田、浜益さんの方の資料を見ますとそういうことについてのものがないのですけれども、この辺は現状としてどのようにされているのかと、それから、当然災害時については、石狩市内も多分あちこち行くのは大変だろうと言われておりますけれども、今度は厚田、浜益までいろんな資材を運ぶとかなんかとなったときに、そういう部分でのライフラインの問題についてどのようにこの中に位置づけていくのかなと。そのことについては多分、今決まった道路しかありませんから、当然ヘリコプターだとかいろんなことも考えられるとは思いますが、その辺のことも含めて、どのように考えられているのか、今現状としてはどういう対応をされているのかお聞きしたいと思うのですけれども。

田岡会長：まず、最初のお話です。本当に何回も言わせていただいているのですけれども、私の進め方と、それから事務局と各委員さんとの会話になってしまって、どうしても協議会という性格から、原案をどう理解し了解するかという流れになっていくことはこの本会の性格からいって、やはりたたき台はたたき台で、それに対してどう修正を加えるか、あるいはどういう方向性をもって、もう一度出直してこいと、次回までもう一回練り直してこいというようないろんな意見があることを想定した中身になっています。

したがいまして、各委員さんにおいてご意見がありましたら、こういう関係でなくて、いろんなクロス関係で議論が深まっていって、これは、事務局の提案はやっぱりこのところは変えたらどうだというようなところまでできれば協議会の意味というのは本当に大きいのではないかというふうに思っておりますので、できるだけ、委員さんの提案について私どもが答えるということではなくて、意見がいろいろあって、その中に補足的に事務局から説明させていただくというように進める努力をしていきたいと思えます。

専門部会（吉田）：それでは、ただいまの備蓄品の関係につきまして、私の方からお答えをしたいと思います。

現在備蓄品につきましては、石狩市では先ほど申し上げましたように備蓄をしております。そのほか、

厚田村につきましては、現況調書の資料がございますが、その18ページに書いてありますとおり、石狩市とは違いますが、現況調書の18ページに記載がありまして、そこに一定の品目があります。まず数につきましては、石狩よりもかなり少ないという状況ですので。現在、厚田村についてはこういう中で災害時に備えた対応をしているところです。浜益村につきましては、現在備蓄などはしておりません。

それから、例えばライフラインが途絶えたような場合の考え方ですが、当然例えば厚田村、浜益村に今後少し多目の備蓄品を置くなりすることも必要ですし、また、道路が寸断されて交通が遮断された場合につきましては、いろんな方面の協力を得てそれぞれの食料品などの供給などを図っていきたい。例えば船の活用も考えますし、また、石狩ではない、反対側の被害を受けていないまちからの、他市村の救援とかヘリコプターの活用とか、そういったことで対応していききたいというふうに考えております。

以上です。

田岡会長：そのほか何かご意見ございませんか。

どうぞ。

福沢委員：議長という立場で大変申しわけないといいますが、お話しづらい。それはなぜかというと、この議案というのは分科会で協議されて、調整が整ったから出ているということをお断するならば、最終的に調整が整うということは首長が最終的には了解、そこまでいっているのだろうという認識に立たざるを得ない形なのかなと、こう思うのです。そういう中で、今回防災の問題で、今4番目に避難場所の問題で、3市村の地域の実情に合っているから、合併したときにはそれをただ石狩市の避難場所として指定するのだよと、こういう書き方がなされていますよね。

田岡会長：どこですか。27ページのところですか。

福沢委員：議案の27ページの4番のところに書かされていることです。この4番に書かされていることというのは現況調書の19、20に載っているのですよと、こうなっているわけです。19、20を見たときに、厚田にいて非常に見識不足で悪いのですけれども、避難場所の設定が非常に少ない、現況的に見て、20ページを見るとゼロなのです。

だから、こういう状態のまま、これが頭で言っている実情に合った避難場所であるから、合併したときに新しい石狩市として指定するだけの作業でいきますよとここで了解しましたよといったら、そういう形になる可能性だったら、もう少し……。総論の部分はいいのです。こういう形でやっていきたいと思いますよということはいいいのですけれども、中身も全部それが了解されたという形で、事務的にそれらが全部いっているよという話になると、厚田としてはやっぱりもう一度検討させてもらいたいと、この辺についてというのが、これは全く私個人の見解ですけれども、今日ここでこの問題の結論を、了解しましたがいいですかと言われると、だめですという答えしか出せないような気がするので、この部分についてはちょっと検討の時間をいただきたいと思うのですけれども、どんなものでしょうか。

専門部会（吉田）：避難場所の指定につきまして私の方から回答させていただきます。

ここにあります現況調書の中では、確かに屋外避難所についての規定はありません。ここにありますのは、現状においてどうかということをごここに記載をしていることでありまして、当然屋外の避難場所も必要なこととなります。このことにつきましては、今後地域防災計画を策定する中で、きちんと地域の皆さんが安心して避難できる避難場所というのを研究して地域防災計画に定めていききたいというふうに考えております。今のご意見につきましては、今後防災計画の策定のときにきちんと踏まえさせていただきますと思います。

以上です。

田岡会長：どうぞ。

福沢委員：回答はそれなりに理解はするのですけれども、今後防災計画を立てるときにつくりますよ、

入れてくれるよという回答をもらっても、この場所の了解の時点ではそういう形にはならないという気がするのです。これで了解するよと言ったら、この次防災計画を立てるときというのは合併したとしたらという時点を言っているのだと思うのです。そうしたらここに書いてある3市村の地域の実情に合った避難場所であるというふうに断定されて、後半それをただ石狩市の、新しい市の避難場所に指定するよというのとはかなり矛盾する気がするのですけれども。

だから、それまでにうちはもうちょっと検討させてもらいたい。だから今回は頭のこの部分の了解をとるのをちょっと時間をいただきたい、次回ぐらいでもいいですからというのが私の見解なのですけれども。

工藤事務局長：具体的な取り扱いの件でございますが、避難場所について3市村の実情に合った避難場所であるため合併時にという記載がありますので、3市村の地域の実情に合った避難場所であるためというところを削除いたしますと、合併時に新たに策定する地域防災計画の中で石狩市の避難場所として指定するものとするとなれば、新たにつくられる地域防災計画の中でつくられるということで、頭の実情に合った避難場所というのを削除させていただきたいなと、修正させていただきたいなと思うのですが、よろしいでしょうか。

田岡会長：どうぞ。

福沢委員：今回先手が別な方向、議案のというか説明の部分を含めた中での削除するとかしないとかまでいってしまうと、本質的な部分が変わっていくような気がするのです。

私の言っているのは、うちとして見させてもらったらこういう状態にあるので、もうちょっと我が村で検討させてもらいたいので、この項目だけはちょっと皆さんから了解をとるのを待っていただいて、もうちょっとうちだけで検討させてもらいたい、時間をいただきたいというニュアンスのことを言っているのです、出した議案のどこをどうすればいいのだよなんていう話をしているわけではないのですけれども。

田岡会長：持ち帰る場所というのはどの部分、どういう内容、何を持ち帰るのですか。

牧野副会長：屋外に指定がないということです。

田岡会長：どうぞ。

堀 委員：27、28にいろんな地域の防災計画が立てられているというふうになっています。策定年月日を見ますと、石狩市が平成9年、それから厚田が平成10年、浜益は平成1年です。私は、いろんな地域の災害がすごく起こってきて、奥尻の津波の問題なんかもありまして、そういう段階で地域でどういうふうに自分たちの地域の防災を図っていくかということを考えなかったのかなというふうに思うのです。この見直しすべき時期がもう既にこのまちで来ていたのではないかなというふうに思うのですけれども、今いろいろ出されていましたが、自分のまちというのはどうしなければいけないかというのは自分のまちで考えてこなければいけなかったことなのではないかというふうに思います。

こういう時期的なことだとか、あと該当なしだとかいろいろな部分が出ていますけれども、この部分というのは、防災をどうしていくのかということ自分のまちで今考えなければいけないことですよ。石狩市と合併したときに考えるのではなくて、今日地震もありましたけれども、自分のまちをどうしていくのかということ今自分たちがここで考えていかなければいけない。これを持ち帰ってどうのこうのではなくて、もう既に自分たちのまちでどうしなければいけないということを考えていかなければいけないことだというふうに私は思います。

田岡会長：ご意見ありますか。持ち帰ってする以前に、もうこの議論についてはそれぞれの自治体において今日的課題を背景に、とうにその議論に参加できるだけのものをつくるべきではなかったのかというご意見です。

牧野副会長：私の方から答弁をさせていただきます。

防災計画の中で、今うちの委員の方から、厚田村の防災計画のいわゆる避難場所の指定について数が少ないのではないかと、あるいは漏れているのではないかというようなことから出ているようでありますけれども、私どもも防災計画についてはそれぞれ検討いたしまして、地域の条件だとかいろんな部分で考慮し、これらの避難場所を指定ということで足りるということで防災計画の中で位置づけているわけでありまして。なお、これについて、それぞれ先ほども出ておりましたけれども、緊急、いわゆる防災備品の整備等をこれらの中に備えつけておくと。

それからもう一つは、これに伴って、それぞれの海岸線に沿っている同じ地域条件ですから、防災無線、これは一斉放送できる部分でありますけれども、そういったものを各、今出ている集落、当然でありますけれども、そういうことを含めてそういったものを設置しているということでご理解をいただければと。

今うちの議員の方から、指定がされていないのではないのかというようなことで、心配の質問だというふうに思っているのですけれども、もう一つの空欄の部分については、それぞれの施設の野外、面積だとか指定の部分でございまして、私ども屋内で指定をかけているものですから、本当はこれもこちらの市や浜益と同様に、例えばグラウンドであればグラウンド幾ら幾らと面積を掲載するのが本当だったと思えますけれども、これは、また早速この部分についてはうちの内部でそれらを整備させていただきたいというふうに思っております。そんなことで、防災計画そのものについては十分対応できる部分で用意してあるというふうにご理解いただければというふうに思います。

田岡会長：どうぞ。

岸本(正)委員：新市となったときの新たな防災計画を合併した後につくるということなのですから、今回の3市村は北と南でかなり距離的な問題もありますし、また、地域的にその災害の起こりようも、浜益であればまた石狩さんと違った災害があるというようなことで、新たにつくられる地域防災計画並びに水防計画につきましては新市として一つの計画になるのか、それともその中に例えば浜益編とか厚田編、石狩編というような地域の地形や実情に応じた計画としてなり得るのかということと、さらには、防災が実際に起きた時点で、迅速にそれに対応することによって被害を拡大したり人災を防いだりということで、それらの対応としては各市村の防災会議が現在設置されているわけですが、新市として、石狩市に庁舎があって、例えば浜益で災害が起きたときに、当然として首長がその会議のトップとしてその災害に対して適切な対処・判断がされていくとは思いますが、その時に、石狩にいて例えば厚田なり浜益で災害が起こったときに適切な判断が下せるのかなと、そういう心配が少しありますので、新たに作成されるそのような計画についてどのような考え方で作業部会では想定されているのか伺いたいと思います。

田岡会長：ちょっと打ち合わせているまでの間に。

これも非常に微妙なところが一つあります。というのは、これから合併するとしたら地域経営をどう行うかという議論の中と表裏一体になって、単に防災の問題だけでなく、特に地域と密着型にかかわる問題については、地域内自治のあり方をどういうふうにするかという議論の中に、防災本部の機能というものは当然その中で非常に大きなウエートを持った議論になるのでないかというふうに思っていますので、まず大枠では恐らく地域内自治のあり方の一つ、そここのところで大きな取りまとめをする必要があるのではないかと。それから、個別議論については当然、合併したとすれば石狩市という中にありますけれども、基本的に地域編内といいますか、地域ごとに特徴ある災害対策というものを否定した一般論的な災害計画というのはあり得ないと思います。先ほど、ライフラインの確保とか陸が孤島化したときどうするのだといった問題については、例えばヘリコプターを飛ばす、あるいは海路から補給するといったものについて、これは石狩市内では基本的にあり得ないですけれども、厚田、浜益の場合にはそういうこともあり得るのだということを地域編としてとっていくというのは想定がしやすいと思いますか、当然のこ

とではないかなというふうに思いますけれども、事務局の方からもうちょっと詳しく。

専門部会（吉田）：それでは、ただいまのご質問につきまして私の方から回答させていただきます。

まず初めに、地域を考慮した地域防災計画というのはできるかということですが、当然災害というのは、地域によってそれぞれ災害の形態というのは変わってまいります。当然に海岸線に近ければ津波の被害がありますし、またトンネルのあるところはトンネル災害があると。それぞれ地域によってかなり違う場合があります。したがって、新しい地域防災計画ではそれぞれの地域編というものをつくって、地域に合ったそういった計画というのをつくっていきたくて、つくっていかねばならないというふうに考えております。

それから、かなり広範囲になることによって、その指揮命令系統が統一化できるかということですが、これにつきましても、例えば災害対策本部を設置する、また、職員の参集体制の確立とかいろいろございます。これらをきちんと地域防災計画に明確に規定して、さらにその指示伝達ができる無線の確保、防災行政無線のネットワーク化、例えば現在であれば北海道総合行政情報ネットワークを利用できます。こういったものを使用してその伝達は可能だというふうに考えます。

以上です。

田岡会長：よろしいですか。

それでは、この問題について福沢さんから、厚田というか、福沢さんとしては持ち帰って次回に持ち越したいという意見がありますが、次回までというようなことになるのでしょうか。そして、持ち帰って何を次回にお持ちになるか、何を持ち帰って検討されるか、その辺はいかがでしょうか。

どうぞ。

加納委員：ここに出されている資料は現状報告ですね。

田岡会長：そうです。現状報告です。

加納委員：だから、別に厚田が足りないとか少ないとかという問題ではなくて、現状として今こうなっていますよと。あとはここでそれにプラスアルファのことを考えればいいということですから、ここで、例えばそういう野外の避難施設が少ないようであれば、厚田さんの方からそういうものを野外としてまだふやす必要があるのではないかとかというご意見を出していただければ……。

田岡会長：それが防災計画の中に反映されると。

加納委員：当然それがまとまって出てくるということになりますから、持ち帰って云々という話には僕はないと思うのですけれども。

田岡会長：どうぞ。

長原委員：後ほど提案を含めて申し上げたいと思っていたのですが、これは後ほども申し上げる予定なのですが、各種事務事業の取り扱いですとか保育料の問題、これはこの後の協議事項に出てきますけれども、こういった問題についても私はこの場で、今日、1週間程度前に議案書が配られて、すべて結論を出すのは出しにくいなという感じを持つのです。それで、こういう住民生活にかかわりの深い部分の問題については、この合併協議会としてもう少し議論を深めたいと。それには45人のこの協議会全体で、一括3時間の中で議論するのは難しい問題もこの中に幾つか含まれると思うのです。そういう問題については、また異論なども出た問題については、その都度がいいのかどうかはわかりませんが、改めて小委員会を設置して、その部分について少し小委員会でもむと。議論を深めるという場所を別につくって、そこで十分に協議をして、その結果をこの協議会に報告をしていただくという方法をとるべきではないかと。

冒頭、どうしても意見の合わなかった場合はどうするのですかという質問もしましたけれども、そうならないようにしたいというお話でしたけれども、現実に幾つかの問題はそういう問題が出てくると思いますので、小委員会を設置するという方法を検討すべきではないでしょうか。提案を含めて申し上げたいと

思います。もう少し議論する必要があると、それから聞きたいと、また考えてみたいと、こういうのは、委員の皆さんに思いの残る部分についてはぜひそうすべきというふうに私は思います。

田岡会長：それでは、防災関係の問題を取りまとめる前に、どの問題を小委員会にゆだねるか、どの問題を別件で扱うかといういろんな扱いは、個人差があったり、問題の中身によっては違ってくると思うのですが、基本的には全体の中で議論を熟すというのがまず協議会の大原則でありますので、小委員会をさらにつくるということについては、もう既にこれとこれとこれについては小委員会での議論と。今回のこれについては、専門部会というそれぞれの3自治体の職員によって構成されるたたき案をつくらせていただきました。それで、それをここで議論するわけですから、私は基本的にこの全体会議の中で議論をすべきでないかと。ただし、決して小委員会をつくることについて反対という立場で物を言っているのではなくて、物によっては確かにそういうものが、もう少し議論を深めて、小回りのきいた議論をやって、もう一回フィードバックすると、この協議会にフィードバックするというのも物によってはあると思います。

もし、個別の案件ずつそれをどうしますかということより、全体の雰囲気の中で、やっぱりこれはもう一回小委員会でやった方がいいなんて私が感じたときには、皆さんのご意見を聞きながらそういうことについて設置することではご異論ございませんか。どうですか。そんなことする必要ないと。全部ここでやれと。その辺のご意見はどうでしょうか。必要であれば、私が、議論の中身によっては、小委員会を設置することが必要であるかどうかということについてみんなにお伺いを立てますと。設置ありきではないのです。ですから、すべての項目を小委員会でやっていったら、これはとってもあり得ませんので、やっぱりある種の重要な項目と、それから議論の深まりを、もうちょっと小回りのきく議論をするために必要と判断したときには提案させてもらうということではいかがでしょうか。

池端委員：その進め方でいいと思うのですけれども、どうしてもその議論を深めた中で、例えば持ち帰りというようなまちがあれば、それはそれで仕方ないかなと。

田岡会長：それはそれでしょうがないと思います。

池端委員：ですよね。ただ、小委員会に付託するというのは、ちょっと僕らも見えない部分が出てきてしまうので、やっぱり全体会議の中で議論していただきたいなというふうに思います。

田岡会長：基本的にはこの場で議論をするというのが一番いいと思います。

どうぞ。

村重委員：基本的なお願いをしたいのですけれども、前もってたくさんの資料もいただきましたし目も通させていただきます。専門的な部分に関しては非常に書類を見ても資料を見ても難しい部分がたくさんあります。それで、事務局からの提案のときに、例えば現状の調書の厚い方、この中の、要は各地区に関して現状はこういう状況なのだよというような説明から入っていただきながら、そして合併後、展開したときにはこういうふうになっていくでしょうと。そこに起きてくる課題はどういうことが想定されるのかと、そういうことを提示していただくとすごく考えやすいなと。こちら側も聞いていて、こういうふうを考えていけばいいのだなという方向性が聞いている側も出てくるような気がするのですが、はい、こういうふうに提案します、どうでしょうと言われても、何を質問していいやら、大変難しいなというふうに思うので、そういう提案方法をお願いしたいなというふうに思います。

田岡会長：確かにこの協議項目の現況調書というのは、小さな字でこれだけのボリュームになっていきますので、説明する側もここに入るとこれだけで一日費やしてしまいかねない状況なので、できるだけ、おっしゃる意味は十分理解しますので、特に現況をベースに物を話すときには現況を簡潔に説明するように努力させていただきます。

今日のこの防災の件なのですが、少なくとも私は、一回小委員会をつくってということではなくて、ここに書いてありますように、合併時に新たに策定する地域防災計画の中でやるのだということでもあります。

ので、この辺をベースに、本日どうするかというそろそろ結論を出してまいりたいと思います。その前に、ちょっと休憩させていただきます。

(休 憩)

田岡会長：それでは、会議を再開させていただきます。

今厚田の福沢さんから、現在の厚田の状況、現況編、こちらの状況をもって3市村の地域の実情に合った避難所である云々の会話について、このままでいったら厚田の形としてはどうも不鮮明でないかと。これでいいのかということをもう少し持ち帰って内部で検討させてくれというお話がございました。

それで、現況編についても、今お聞きするところ、必ずしも正確でないというところもあって、相当内容を省いたところもありますので、次回にこの現況編の変更も含めて再度、防災についての確認については次回に持ち越しをさせていただきたいと思っております。厚田村において福沢委員との間に意見の調整を図りながら、現況編の見直し等も含めて次回に持ち越しをさせていただければと思いますが、今この件についてはこういうことでございます。

全体的にそのほかの意見も踏まえてご意見ございますでしょうか。もしなければ、この防災の関係につきましては次回の協議会まで確認を繰り延べさせていただきたいというふうに思いますが、よろしいですか。

どうぞ。

熊倉委員：会長に一言お願いしたいのですけれども、持ち帰って検討するということは差し支えはないとも私は思いますけれども、しかし、先ほど私どもの加納委員が言ったように、あくまでも現状の報告がこれは出ているわけです。私ども市でも正直言って避難場所なんかは、何年間には見直しているのですけれども、やっぱり落ちている部分なんかはたくさんあるわけです。だから、余り厳しくこだわることはないのかと。これの常に見直しはあるのだから、余り持ち帰って、どうしてもというのであれば私は反対はしませんけれども、こだわる必要はないのではないのかなということでございます。ただそれだけです。

田岡会長：池端さんどうぞ。

池端委員：まず、各市村において防災会議ですとかそういう機関があるわけです。ここが防災会議をするところでは決してないというふうに私は認識してまして、その各まち、村の防災会議の中で計画案、ここの中から出された要望等を含め今後の防災計画を立てていくというふうに私は認識しているものですから、その現況報告も含めて、認識としては構わないのですが、要望をある程度この協議会の中でぶつけていただいた後、各市村の防災計画含めて細かなところまで策定していくというふうな方が普通スマートな考えではないかというふうに考えます。

田岡会長：まず、専門部会という存在と、それから福沢委員が最初にお話しされた、首長も当然それについて議に加わった上で出しているのではないかというような件も含めて、これは皆さんご承知のとおり、各専門部会において議論されたたたき台がここに出されて、そしてこの協議会において一つの考え方をまとめていきたいという手続になっておりますので、流れの中にそれぞれの首長が判断するということは基本的にあり得ないと。たたき台をつくるという意味において行われておりますので。

ただし、市がやる、あるいは村がやる以上、市村長が、首長がそのことに全く関知していないという立場があり得ないということだけは当然のことです。ただ、あくまでもたたき台は事務局の専門部会においてつくられて出しておりますので。

今日その専門部会の議論の中に欠落する部分があったということでもありますので、一回厚田村に持ち帰ってもらってその辺の交通整理をさせていただいて、そして次回にその辺の報告を含めて確認させていただきたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

田岡会長：それでは、そのように取り進めさせていただきたいと思います。

それでは、次の協議第6号の消防署・消防団関係について協議をいたします。なお、あらかじめさせていただきますが、3時間の予定のうち、今日は10号までの予定になっております。とてもそこまで進みませんので、場合によっては予定協議を中断させて、次回に先送りということ、人間に大体限界があると思いますので、そんなことをあらかじめ、何とか6号の案だけは仕上げたいと思っておりますので、ご協力をお願いします。

事務局から説明をいたします。

事務局(中村)：協議第6号、協議項目26の2の8、各種事務事業の取り扱い、消防署・消防団関係についてご説明いたします。

調整の内容は、一つ目、消防署については合併時に石狩消防署に統合するものとし、厚田消防署及び浜益消防署は支署とする。

二つ目、消防団については合併後に消防団組織の再編を含め調整し、石狩消防団の体制に合わせていくものとするとしております。

主な内容を31ページからの個表で説明いたします。1、一部事務組合等として石狩北部地区消防事務組合があります。この一部事務組合の取り扱いについては、3市村以外の構成町村があるため、協議項目15の一部事務組合等の取り扱いにおいて協議することとしております。

そのほかの事項につきましては記載のとおりとなっております。

以上、協議第6号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：ただいま消防の関係につきまして、消防署・消防団の関係につきまして説明をさせていただきました。この件について何かご意見ございますでしょうか。

どうぞ。

中野委員：石狩市の中野でございます。

各種事務事業の取り扱いについてご質問いたしたいと思います。特に石狩北部地区消防事務組合についてでございます。ここに記載されているとおり、これらについて後日協議をするとありますけれども、この点について具体的な案があるのかないのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

また、合併時点において、この消防事務組合から脱退をしてこの3市村で行うのか。行くとすれば、消防本部と申しますか、合併後の石狩市としていろんな装備、無線等も含むところの装備等に支障はないのかどうか、この点についてお伺いをいたします。

幹事会(白井)：行財政部会の担当がおりませんので、協議会幹事会の幹事をしております白井でございます。中野委員の質問の中で、現在石狩北部地区消防事務組合で1市2村の消防の事務をしております。この関係につきましては、今後行財政部会で一部事務組合の関係については十分な協議がなされると聞いております。また、3市村で行う単独消防のあり方についても行財政部会の中で十分協議をする中で、大きな問題でありますので、現在のところはこの問題にはまだ手をかけておりません。

それから、仮に単独消防になった場合の石狩、厚田、浜益にかかる消防無線の関係につきましては、先ほど防災無線でもお答えしたとおりに、中継点を設置する必要があると考えております。

以上です。

中野委員：わかりました。

田岡会長：消防団については、合併後に消防団組織の再編を含め調整し、石狩消防団の体制に合わせていくものとする、こうなっております。したがって、具体的な内容については今後の協議になるということになる。基本的に具体化というのはこれからの協議になっていくのだということなので、なかなか話

し合いの具体性をここの中ではお示しすることはできません。

どうぞ。

大山委員：消防事務組合のことについてですけれども、今石狩消防一部事務組合を組織しておりますけれども、3市村例えば市町村合併が成立した場合に、その事務組合そのものの存続はどうなるのか。今当別を本署としてやっておりますけれども、当別と月形と、それから新篠津で一つの合併協議会をやっていきます。向こうの進行、あるいは市町村合併が成立するのかどうかということも当然影響してくるわけで、そうなった場合に構成員も当然変わってきます。そういうことを含めて、石狩市が例えば3市村合併をやった場合に単独でやっていくのかどうか、事務組合は事務組合として今後も、例えば向こうの方で新篠津、それから月形あるいは当別が市町村合併になった場合に、向こうは向こうで事務組合の組織員として残っていくのかどうか、その辺の見解についてはどうでしょうか。

田岡会長：これは難しいと思います。ちょっと事務局で答えづらい話だと思います。ただ、基本的には現在の一部事務組合が存在しておりますので、そこのかかわり合いというものを新しい枠組みの中でどうするかという議論をしていかななくてはならないと思います。したがって、一部事務組合の存在否定から始まるということだけでなく、一部事務組合の形をどう再編成するかという議論は当然経た上で、独立をするのかしないのか、その辺の議論になっていくというように思います。

まだ少なくともこの問題について3首長、あるいは5人の一部を構成する各首長と基本的な合意とありますが、あるいは基本論さえまだ交わしておりません。というのは、当別が実際に今行っているような合併が果たしてなり得るかどうか、私どもも現実に合併するのかわからないのかということとはわからない段階で。ただ、一つの仮定論として行政組織の専門部会等においてこの議論も行われていくというふうに思っておりますので、余り現段階では前提を置かないように考えていきたいなと思っております。

どうぞ。

神田委員：今、一部事務組合の関係ですけれども、会長の説明でわかりますけれども、協議項目の一覧、資料1、これで15で一部事務組合の取り扱いというふうになっておりますけれども、これは専門部会では話し合いはなされているのかどうか、それからこれはこの協議会に日程としていつころ上がってくるのか、この辺お聞かせ願いたいと思います。

清水事務局次長：お答えさせていただきます。

ご承知のとおり、資料1の15番目、一部事務組合等の取り扱い、ここの中で消防の一部事務組合についても取り扱われることと考えております。ただし、専門部会においてこの話が、案件の具体的な協議検討を行っているかといいますと、まだそこまで段階が進んでおりません。申しわけございませんけれども、まだ具体的な話が進んでおりませんので、ご説明しかねる状況でございます。申しわけございません。

田岡会長：私から質問するのは変だけれども、一部事務組合の取り扱いについて、この協議会に何らかの形で示す段階というのは出てくるものなのですか。

清水事務局次長：一部事務組合についての案件、専門部会等でまとまりましたら、この協議会にかけてご協議いただきたいと思いますと考えております。

田岡会長：だけれども、それは、一つのたたき台にはなるのでしょうかけれども、相手のある話ですからいろいろ問題は。

牧野副会長：やっぱりこの協議会という形にはならない。

田岡会長：この協議会として一部事務組合の一方的な独立あるいは組みかえ編成ということについて、なかなか議論の呼ぶところだと思いますから、交通整理した上でいろいろここに上げたいと思います。

牧野副会長：さっきの市長の答弁のように、今どっちもこっちもやっていますから、まず新しい形が、そっちの方が先だと思うのです。その上でどうするかという話になってくるのではないかなと思うのです。

この場でやってしまうとちょっとおかしい部分が出てくるので。一部事務組合の性格からいって。

田岡会長：そのほかにございませんか。よろしいですか。

それでは、この件の協議第6号 消防署・消防団の関係について、提案どおり取りまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

田岡会長：それでは、そのとおり確認をさせていただきました。

それでは、恐縮ですが、もう何分間か予定残っておりますので、次の協議第7号、契約と出納について協議をさせていただきたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局(中村)：協議第7号、協議項目26の2の10、各種事務事業の取り扱い、契約・出納関係についてご説明いたします。

調整の内容は、指定金融機関は現行のとおりとし、2村の収納事務取扱金融機関については石狩市の収納代理金融機関として合併時に追加指定するものとするとしております。

主な内容を36ページからの個表で説明いたします。5の指定金融機関等ではありますが、石狩市の現在の指定金融機関である札幌信用金庫をそのまま指定金融機関としております。また、厚田村、浜益村の収納事務取扱金融機関のうち、現石狩市において取り扱いのない北石狩農業協同組合などを石狩市の収納代理金融機関として合併時に追加することとしております。そのほかの事項につきましては記載のとおりとなっております。

以上、協議第7号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：このことについてご意見ございませんでしょうか。よろしいですか。

(異議なしの声あり)

田岡会長：それでは、第7号の契約・出納については原案のとおり確認をさせていただきたいと思いません。

5. 閉 会

田岡会長：以上、あと3件本日の予定案件になっておりますが、予定の時刻が参りました。今日の協議はこの程度で終わらせていただきたいと思いますと思っております。

最後に私から、このような内容が今後毎回このようなテンポで内容について取り進めさせていただくこととなります。特に今日最後の段階に残っておりました保育業務だとかさまざまな観点での重要案件もございしますので、今後こういう形で進んでいくと。そして合併のプランというのがつくられていくこととなります。くどいようですが、また一方で、今それぞれの自治体においてさまざまな合併しないとしたらプランといいますが、そういうものをつくっておりますので、この段階において直接その議論は出ないケースが多いと思いますが、そういった資料もでき次第参考としてご提供してまいりたいというふうに思っております。

以上が今日の予定案件です。事務局何かありますか。

工藤事務局長：ただいま会長が言ったように、今回現況調書というのは130ページぐらいございました。1,068項目のうち103項目で130ページでございますので、今後、今日お配りした最低でも約10倍近く、1,000ページぐらいトータルの事業調書になるかと思っております。なるだけ私ども事前にお送りして、委員の皆様中を見て、その上で協議するようにと準備しているのですが、事務局体制5人でやっています、ボリュームがたくさんあって、なかなか早くお渡しすることができないのは大変申しわけなく思っています。

次回の開催、10月27日厚田村ということで、早く期間を決めていただければうちの方もこういった意味で準備ができますので、10月27日厚田村で開催ということをお願いしたいなと、このように思っていますので、よろしく願いいたします。

長原委員：この会場は音が反響するのです。なかなか、幾つか聞き取れないところが出ますので、会場設営は今後ちょっと検討する必要があるのではないかと。検討するべきだと思います。

田岡会長：申しわけありません。今日の会場が音をはねる会場になりまして、本当にお聞き苦しい点、深くおわびいたします。次回以降石狩市で行う場合にはできるだけ北コミュニティセンターの方で実施したいと思いますので。本当に申しわけございません。

では、以上をもちまして終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(以上)

上記協議会の経過を記録し、その相違ないことを証すため、ここに署名する。

平成 年 月 日

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会長 田岡克介